

ダイバーシティ・リサーチ・センター

(2021 年度～2024 年度)

研究代表者：近藤敦（名城大学法学部・教授）

研究分担者：植木淳（名城大学法学部・教授）

柳澤武（名城大学法学部・教授）

河北洋介（名城大学法学部・教授）

目次

はじめに：センターの概要、研究集会の記録

- 1 近藤敦の業績
- 2 植木淳の業績
- 3 柳澤武の業績
- 4 河北洋介の業績
- 5 連携研究員の業績

おわりに：メディア等での活動、行政等への提言

はじめに：センターの概要、研究集会の記録

ダイバーシティ・リサーチ・センターは、国、自治体、企業の多様性をめぐり、日本と諸外国における政策、法令、判例、学説を比較分析し、ダイバーシティ社会を実現するための法制度の検討を目的として、2021 年 4 月に創設されました。2021 年度から 2023 年度まで、名城大学総合研究所の学術研究奨励助成（研究センター推進事業費）の助成を受け、2024 年度は、センターとしての活動を 1 年間延長して、学外の報告者によるオンライン研究会も取り入れ、終了しました。

ダイバーシティ法学とは、国籍や民族や人種、性別や性的指向や性自認、年齢や社会的出身や信条や障害の有無などの異なる人々が、互いの個性を尊重し、社会の対等な構成員として、共に生きていくダイバーシティ社会を築くために不可欠な法制度のあり方を総合的に検討する理論枠組みとして学問研究を独自に開拓すべく、研究代表者が考案した用語です。従来は憲法・労働法などの個別法における差別の問題として主題化されてきた論点について、ダイバーシティ法学の理論枠組みのもとで包括的に検討すること

によって、分野横断的かつ原理的視座からの評価が可能となります。

ダイバーシティ・リサーチ・センターの研究には、以下の5つの柱があります。

- 1 **外国人・移民**の権利と社会参加
- 2 **女性**の権利と社会参加
- 3 **性的少数者**の権利と社会参加
- 4 **高齢者**の権利と社会参加
- 5 **障害者**の権利と社会参加

4人のメンバーの専門と研究分野は、以下の通りです。

	専門	研究分野
近藤 敦	憲法・国際人権法・移民政策学	外国人・移民
植木 淳	憲法・障害法学	障害者
柳澤 武	労働法・ジェンダー法学	高齢者
河北洋介	憲法	性的少数者

学内のメンバーを中心とした研究会と学外の人に広く呼びかけたシンポジウムの日時、テーマおよび報告者は、以下の通りです。

第1回研究会

(対面)

2021年4月15日(木)14時～16時

テーマ「婚姻の多様性」

報告者: 植木淳(名城大学法学部教授)

第1回シンポジウム

(オンライン)

2021年7月11日(日)14時～16時

テーマ:「2021年入管法改正案の検討: 収容と送還の課題と展望」

司会: 近藤敦(名城大学法学部教授)

報告1「入管法改正案策定から廃案までの経緯と今後」宮崎 真(弁護士)

報告2「正規化をめぐる線引きのポリティクス: 廃案改定入管法案は何が問題だったのか」

鈴木江理子(国土舘大学教授、移住者と連帯する全国ネットワーク副代表理事)

報告3「国際人権法からみた難民申請者にとっての入管法改正案」

安藤由香里(大阪大学招へい准教授)

第2回研究会

(対面)

2021年9月30日(木)13時～15時

テーマ:「職場内における国籍・民族的出自に基づく差別 ～フジ住宅事件をめぐる憲法学的考察」

報告者: 大橋典子(名城大学大学院法学研究科博士課程)

第3回研究会

(対面)

2022年7月28日(木)10時半～12時半

テーマ:「『Discrimination Laundering』におけるダイバーシティ経営批判」

報告者: 柳澤武(名城大学法学部教授)

第2回シンポジウム

(オンライン)

テーマ「ウクライナ避難民等と補完的保護のあり方ー難民鎖国からの脱却の可能性」

日時: 2022年8月7日(日)14時～17時

司会: 近藤敦(名城大学法学部教授)

報告1「ウクライナ避難民の保護のあり方」遠藤理恵(名城大学大学院法学研究科博士課程)

報告2「補完的保護・一時的保護・直接退避の国際比較」橋本直子(一橋大学大学院社会学研究科准教授)

報告3「日本は難民鎖国から脱却しつつあるか？」滝澤三郎(東洋英和女学院大学名誉教授)

コメント

山崎有紗(広島平和構築人材育成センターインターン)

土井佳彦(NPO 法人多文化共生リソースセンター東海・代表理事)

第3回シンポジウム

(ハイブリッド)

テーマ:「愛知県の人権推進・多文化共生・多言語相談の課題と展望」

日時:2023年7月22日(土) 14:00~16:30

場所:名城大学校友会館3階第1会議室(ZOOM 併用)

司会 近藤 敦 (名城大学法学部教授)

報告1「愛知県人権尊重の社会づくり条例の課題と展望」 大橋充人(愛知県人権推進課長)

報告2「外国人住民の現状と愛知県の取組」 中西真希(愛知県多文化共生推進室長)

報告3「多言語相談窓口の課題と展望」栗木梨衣(名古屋外国語大学院博士後期課程・NPO 法人多文化共生リソースセンター理事)

第4回シンポジウム

(ハイブリッド)

日時:2024年8月10日(土) 14:00~17:00

場所:ウインクあいち 13階 1305室(ZOOM 併用)

テーマ:「中国からの高度人材の受け入れと社会統合」

司会 近藤敦(名城大学法学部教授)

報告1「高学歴移民女性の国際移動

—来日した中国人既婚女性のワークとケアワークに着目して—

賽漢卓娜(長崎大学多文化社会学部教授)

報告2「中国人材の日本留学という国際移動

—1990年代から2010年代の変化に着目して—

松下奈美子(鈴鹿大学国際地域学部教授)

報告3「中国人元留学生のキャリア発達プロセスおよびその変容過程

—「80後」と「90後」世代に着目して—

阿部(董)夢(愛知淑徳大学キャリアセンター 助教)

第4回研究会

(オンライン)

2024年8月5日(月)19時半~21時

テーマ:「多様性憲章とは:フランスとドイツを中心に」

報告者:近藤敦(名城大学法学部教授)

第 5 回研究会

(オンライン)

2024 年 10 月 21 日(月)19 時半～21 時半 30 分から

テーマ:「多様性憲章と人権デューディリジェンス:

国・地域によるビジネスと人権政策に焦点をあてて」

報告者:菅原絵美(大阪経済法科大学国際学部教授)

第 6 回研究会

(オンライン)

2024 年 12 月 16 日(月)19 時半～21 時

テーマ:「愛知県における憲章及び認証制度について:

多様性憲章の策定に向けて 」

報告者:大橋充人(愛知県立大学客員共同研究員)

第 7 回研究会

(オンライン)

2025 年 2 月 10 日(月)19 時半～21 時半

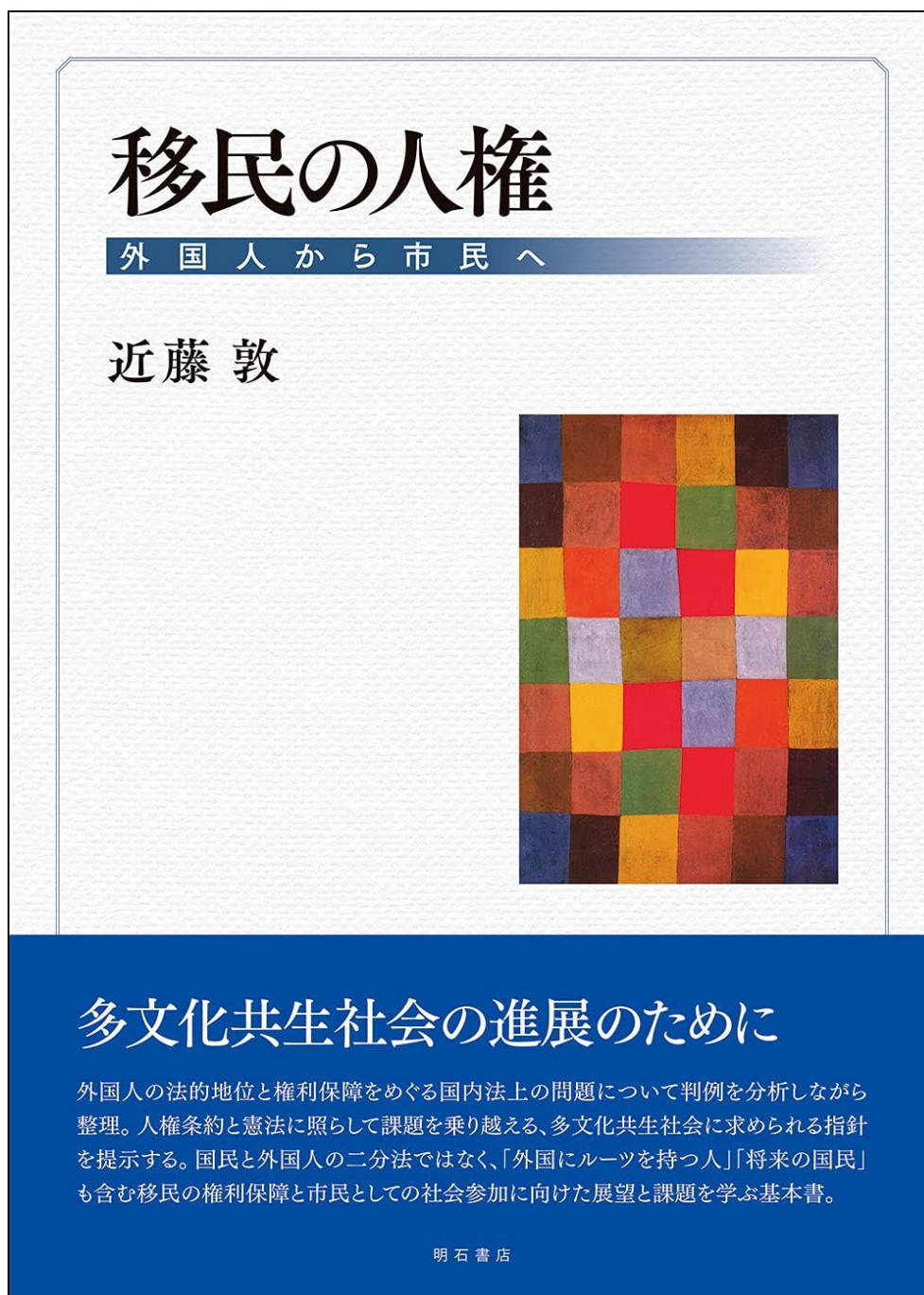
テーマ:「アメリカ合衆国の近年の移民問題をめぐる歴史社会学:

David Leonhardt の議論から見えるもの」

報告者:野崎与志子(学習院大学国際社会学部教授)

1. 近藤敦の業績

近藤敦の主な研究分野は、外国人・移民の権利です。まず、単著『移民の人権』（明石書店、2021年）で、日本における外国人・移民をめぐる主だった判例を中心に憲法学、国際人権法学および若干の移民政策学上の論点を整理し、入管庁（「在留外国人に対する基礎調査」）や東海地方の自治体（愛知県、名古屋市、可児市、安城市、春日井市、田原市、小牧市、西尾市、各務原市など）と一緒にしている意識調査のデータなども取り入れました。



ついで、単著『国際人権法と憲法：多文化共生時代の人権論』（明石書店、2023 年）では、最近の入管法改正の問題点などについても、憲法学および国際人権法学の観点からの分析を行っています。



また、国際人権法学会の創立 30 周年記念の講座本として、編著『国際人権法の規範と主体』（信山社、2024 年）では、女性、性的少数者、子ども、先住民、難民などの主体別人権論も検討しながら、ダイバーシティ法学の新たな地平を切り開いています。

*International Human Rights Law:
Essays in Commemoration
of the 30th Anniversary
of the International
Human Rights Law Association*

Vol. 3

**Norms and Subjects of
International Human Rights Law**

国際人権法学会創立30周年記念

新国際人権法講座

第3巻 **国際人権法の
規範と主体**

〈編集〉近藤 敦

新国際人権法講座〈全7巻〉

**激動の世界における人権規範の実相・実施を分析
有機的・統合的な人権秩序形成への学問的到達点**

- 第1巻 国際人権法の歴史〔小畑郁・山元一編集〕
- 第2巻 国際人権法の理論〔小畑郁・山元一編集〕
- 第3巻 国際人権法の規範と主体〔近藤敦編集〕
- 第4巻 国際的メカニズム〔申恵丰編集〕
- 第5巻 国内的メカニズム／関連メカニズム〔申恵丰編集〕
- 第6巻 国際人権法の動態 ― 支える力、顕現する脅威〔阿部浩己編集〕
- 第7巻 国際人権法の深化 ― 地域と文化への眼差し〔大津浩編集〕

2863-01011 定価：本体5,400円（税別）

信山社 

センターの研究テーマに関連する論文などや、学会発表などは、以下の通りです。

著書：

『国際人権法と憲法：多文化共生時代の人権論』明石書店 296 頁 2023 年 4 月

『移民の人権：外国人から市民へ』明石書店 208 頁 2021 年 9 月

編著：

『国際人権法の規範と主体』信山社 2024 年 1 月 288 頁

はしがきと第 1 章「平等と無差別：憲法の人権条約適合的解釈に向けて」3-26 頁

論文：

「日本の移民統合」賽漢卓娜編『高学歴中国人移民女性のライフコース』明石書店、39-53, 2025 年 3 月

「多文化共生社会と司法書士」市民と法(151)33-38 2025 年 2 月

「人権の融合的保障：『実効的権利救済』のための憲法解釈の新たな可能性」

名城法学 74(2) 1-40 2024 年 12 月

「HUMAN RIGHTS OF NON-CITIZENS AND NATIONALITY –The Peculiarities of Japan’s Nationality Legislation from a Comparative Legal Perspective–」*Japanese Yearbook of International Law* 66 244-271 2024 年 3 月

「生存権をめぐる憲法の人権条約適合的解釈：品位を傷つける取扱いの禁止と生命への権利」賃金と社会保障 (1837) 4-8 2023 年 11 月

「諸外国の移民庁の成り立ち：入管・統合政策担当機関と収容・永住・帰化のあり方」加藤丈太郎編『入管の解体と移民庁の創設：出入国在留管理から多文化共生への転換』明石書店 2023 年 5 月

「入管法と憲法：2021 年入管法等改正案とマクリーン判決の問題点」エトランデュテ (4) 71-102 2022 年 9 月

「難民申請者の裁判を受ける権利と適正手続」法律時報 94(6) 68-73 2022 年 6 月

「地方自治と外国人」法学教室 (501) 35-39 2022 年 6 月

「移民統合政策指数(MIPEX)等に見る日本の課題と展望」移民政策研究 14 号、9-22 2022 年 5 月

https://iminseisaku.org/top/pdf/journal/014/014_009.pdf

「人権保障と共生社会づくり」『外国人労働者の適正な受入れと多文化共生社会の形成に向けて』連合総研 120-129 2022 年 1 月

<https://www.rengo-soken.or.jp/dio/dio377-h1.pdf>

「憲法の人権条約適合的解釈」小山剛ほか編『立憲国家の制度と展開』尚学社、149-168

2021 年 11 月

「出入国管理と外国人の人権：国内法の人権条約適合的解釈に向けて」国際人権(32) 37-41

2021 年 10 月

「コロナから考える統合政策：日本における多文化共生施策の課題と展望」鈴木江理子

編『アンダーコロナの移民たち』明石書店 267-280 2021 年 6 月

「マクリーン判決を超えて」法律時報 93(7) 54-59 2021 年 5 月

その他：

(翻訳)「ドイツの多様性憲章：多様性の責任を負うこと」アレッタ・グレフィン・フォン、ハーデンベルク、ケルスティン・トート名城法学 73(2・3・4) 147-173 2024 年 3 月

https://law.meijo-u.ac.jp/staff/contents/73-2_3_4/7302_03_0406_kondo01.pdf

(翻訳)「均等待遇から多様性へ：フランスの多様性憲章の事例」ロール・ハジャール名城法学 73(2・3・4) 175-188 2024 年 3 月

https://law.meijo-u.ac.jp/staff/contents/73-2_3_4/7302_03_0407_kondo02.pdf

「追放理由の根拠となる情報にアクセスする権利：ムハンマドおよびムハンマド判決」

人権判例報 (6) 75-81 2023 年 6 月

「諸外国の公務就任の現状」日本弁護士連合会編『外国籍だと調停委員になれないの?』生活書院 270-282 2023 年 4 月

「強制送還と裁判を受ける権利」ジュリスト (1570) 12-13 2022 年 4 月

「『外国につながる子ども』と国籍法」日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書 2022 年 53-53 2022 年 3 月

「3 カ月の居住で住民投票権」武蔵野市の条例案否決から見た日本の低レベルな“多様性”」PRESIDENT Online 1-5 2022 年 1 月

<https://president.jp/articles/-/53904>

講演・口頭発表等

「外国人を取り巻く社会情勢と多文化共生社会の実現に向けて」安城市多文化共生シンポジウム 2025 年 3 月 19 日

「多様性憲章とは —欧州で広がる企業や自治体・大学等の取り組み」世界人権宣言76周年記念大阪集会 2024 年 12 月 4 日「フランスとドイツにおける多様性憲章と企業と自治体」学習

院大学国際社会学部&多文化社会研究会共催シンポジウム 2024 年 11 月 15 日

「移民統合政策の国際比較と日本の課題」出入国在留管理庁第 59 回高等科研修 2024 年 9 月 10 日

「多様性憲章とは:フランスとドイツを中心に」名城大学ダイバーシティ・リサーチ・センター第 4 回研究会(オンライン)2024 年 8 月 5 日

「産学官民における多様性憲章の展望と公共空間における多様性の考慮」移民政策学会 2024 年度年次大会 2024 年 5 月 26 日

「移民統合政策の国際比較と日本の課題」第 182 回多文化共創フォーラム 2024 年 2 月 13 日

「移民統合政策の国際比較と日本の課題」出入国在留管理庁第 57 回高等科研修 2023 年 2 月 20 日

「外国人の公務就任権:調停委員の国籍要件は、当然の法理か想定された法理か」東京弁護士会オンラインシンポジウム 2023 年 2 月 16 日

「日本国憲法と『移民』の人権:人権条約適合的解釈に向けて」新アジアピースアカデミー市民講座 2023 年 1 月 23 日

「第4次あいち多文化共生推進プランについて」あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会(生活環境、日本語学習・日本語教育)第9回会議 2023 年 1 月 18 日

「愛知県の人権条例」人権大学愛知講座 2023 年 1 月 18 日

「Social Integration of Immigrants in Japan」International Conference for the 2022 Migrants' Arirang Multicultural Festival 2022 年 10 月 21 日

「仮放免者の権利:憲法の人権条約適合的解釈に向けて」近畿弁護士会連合会・夏期研修会 2022 年 10 月 8 日

「外国人の公務就任権と参政権」関東弁護士連合会 2022 年 9 月 17 日

「日本の外国人政策の動向とアフターコロナ」移民政策学会 2022 年度年次大会 2022 年 5 月 29 日

「外国人の地方参政権」第5回多民族共生人権教育センターセミナー 2022 年 2 月 28 日

「日本における多文化共生施策の課題と展望」人事院公務員研修 2022 年 2 月 16 日

「人権保護と共生社会づくり」連合総研「外国人労働者の受入れと多文化共生社会シンポジウム」2022 年 1 月 24 日

「国際人権から見た日本の入管収容の問題点と解決への道」RINK 第 31 回総会 2021 年 12 月 21 日

「移民統合政策指数(MIPEX2020)等に見る日本の課題と展望」第7回出入国在留管理庁庁内勉強会 2021 年 12 月 10 日

「共生社会を築く外国人のために 連携して何ができるか」デジタルフォーラム「共生社会の実現に向けたサポートの在り方 ～官民産学連携の視点～」2021 年 12 月 3 日

「チャーター便送還東京高裁違憲判決の意義」入管問題調査会 2021 年 11 月 17 日

「外国人と人権」JICA 人材育成研修会 2021 年 10 月 28 日

2. 植木淳の業績

ダイバーシティ・リサーチ・センターの研究課題は、人種、民族、宗教、性別、性指向、障害、家族関係などを理由とする社会的排除を克服し、多文化共生社会を実現するための社会理論を構築することにあると考え、上記課題に取り組んだ研究成果として 2023 年 12 月に『平等原則と差別禁止法理』（成文堂、2023 年）を刊行しました。



第1部 差別禁止事由の研究

… 人種・性別・障害・宗教・外見？

→ 「個人化」と「差異の尊重」

→ 憲法14条1項後段の再検討

第一に、特に差別が禁止されるべき事由（差別禁止事由）に関する検討を行いました。この点、アメリカ及びEUの議論を参照すれば、本人の意思や努力では克服できない「生来的・不変的特徴」（人種・性別など）及びアイデンティティの中心となる「人格価値に直結する特徴」（宗教など）を理由とする不利益取扱は、「疑わしい」ものであり、強い正当化事由がない限りは許容されません。それに加えて、差別禁止事由相互の「交差」を意識する必要があります。例えば、ジェンダーに関する問題として、性別による差別、妊娠による差別、性指向による差別は、性別二元論を前提としたジェンダー期待からの逸脱を理由とした排除の問題として連続的に捉える必要があります。上記のような観点から、日本国憲法14条1項を再考すれば、同条後段に「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」が列挙されていることは、「生来的・不変的特徴」及び「人格価値に直結する特徴」による不利益取扱に対して厳格度の高い審査が適用されるべきことを明らかにしており、そこでは、例えば、妊娠や性的指向などを含めて特に差別が禁止される事由として定位される必要があると論じました。

第2部 差別類型の研究

… 直接差別・間接差別・合理的配慮

→ 形式的平等論と実質的平等論の止揚

第二に、禁止される差別の類型（差別類型）に関して、特に間接差別禁止と合理的配慮義務に焦点をあてた検討を行いました。この点、アメリカでは、連邦最高裁の保守化の中で、差別的効果法理を「社会階層化の解消」という目的ではなく、「差別的意図の発見」あるいは「不公正な障壁の是正」という目的から正当化する議論が行われています。また、EUでは実質的平等から間接差別禁止が形成されてきたが、そこでの実質的平等は単純に「結果の平等」を追求するものとは異なるものであり、間接差別禁止法理及び合理的配慮義務は「不公正な社会的障壁の除去」を目的としているとの理解が有力です。上記の議論を踏まえて、日本国憲法14条1項の解釈に関しても、「形式的平等＝機会の平等」「実質的平等＝結果の平等」という図式を克服して、結果指向的な平等論とは異なる「機会の平等」を実質化するための差別禁止法理が構築されるべきであるように思われます。そのように考えれば、憲法14条1項から、人種、性別、障害などの差別禁止事由に関連して、①当該事由を理由とした差別の禁止（直接差別禁止）、②表面上中立的でも事実上当該事由を有する個人に不利益な効果を有する行為の禁止（間接差別禁止）、③当該事由に起因する不利益を回避する措置の提供義務（合理的配慮義務）を内容とする差別禁止法理が導かれると論じました。

第3部 平等原則と社会保障

→ 憲法 14 条論と憲法 25 条論の整理

第三に、社会保障と平等原則の関係を検討した。アメリカでは憲法上の社会権規定が存在しないため平等保護条項を通じて「福祉権」を構想する試みがあったものの、近年では格差や貧困などの問題は政治により解決されるべき課題として論じられる傾向が強まっています。これに対して、日本国憲法との関連では、「健康で文化的な最低限度の生活」の保障（憲法 25 条）と「不合理な差別の禁止」（憲法 14 条）は峻別されるべきとの立場から、近年の最高裁が憲法 25 条における広範な立法裁量を根拠にして「不合理な差別」を容認していることを批判しました。

第4部 平等原則と家族制度

→ 「個人の尊重」と「家族保護」の緊張

第四に、家族制度と平等原則の関係を検討しました。この点、アメリカ連邦最高裁が同性婚の権利を認めた Obergefell 判決は、「性指向による差別」自体を問題とすることなく、「婚姻の権利」を強調することにより「婚姻しない権利」を含めた「親密な交際の自由」に否定的な含意を有するものであったとの議論があります。そのような議論を踏まえた上で、日本国憲法の下では、第一に、憲法 13 条は婚姻関係に限定されない人間関係の自由としての「親密な結合の自由」を保障していること、第二に、憲法 24 条の下での婚姻制度は「配偶者の保護」あるいは「子の親の推定」という目的の範囲内で当事者相互の自由に対する介入を正当化するものであること、第三に、憲法 14 条 1 項からは、家族制度及び婚姻制度に関する性別や性指向を理由とする不利益取扱（夫婦同氏強制・同性婚禁止）が禁止されること、第四に、婚姻制度の本来的目的を越えて法律婚を優遇することは「親密な結合の自由」の侵害であること、が意識されるべきであると論じました。

センターの研究に関連する多くの著書・論文などを公刊し、学会発表をしています。

著書:

『平等原則と差別禁止法理』（成文堂、2023 年）410 頁

『憲法の時間』（第2版）、有斐閣、2022 年2月、162-172 頁・210-229 頁

論文:

「アメリカ憲法における親の権利と地位」名城法学 74(4) 1-30 2025 年 3 月

「貧困と教育」ジュリスト (1566) 29-34 2022 年 1 月

「障害のある子どもの教育を受ける権利」憲法研究 (9) 145-157 2021 年 11 月

「障害を理由とする欠格条項の合憲性」小山剛ほか編『立憲国家の制度と展開』尚学社 269-292 頁、2021 年 11 月

「日本国憲法と家族制度：法律婚批判の再考」名城法学 71(1) 1-40 2021 年 7 月

https://law.meijo-u.ac.jp/staff/contents/71-1/710101_ueki.pdf

「差別禁止事由の再検討」遠藤美奈・植木淳・杉山有紗編『人権と社会的排除』45-68 2021 年 8 月

「アメリカ憲法における『格差』と『福祉権』」比較憲法学研究 (33) 73-93 2021 年

その他:

「最新判例批評(41)旧優生保護法違憲訴訟札幌地裁判決[令 3.1.15 民 5 部]」判例時報 (2502) 138-143 2022 年 2 月 1 日

「老齢年金減額と憲法 25 条・29 条」新判例解説 Watch (34) 35-37 2024 年 3 月

講演・口頭発表等

Polish-Japanese law Seminar in NCU, Taichung, 2022 年 12 月 5 日、Discrimination Based on Race and Ethnic Origin: A Comparative Viewpoint of the United States of America, the European Union, and Japan

「婚姻の多様性」名城大学ダイバーシティ・リサーチ・センター第 1 回研究会、2021 年 4 月 15 日

3. 柳澤武の業績

ダイバーシティという広い視点を与えられたことにより、下記の業績や学会報告が示すように、法律学に留まらない知見を生かした研究が進展し、当初の計画にはなかった労働者協同組合という分野にも挑戦することができました。

國武ほか編『日本的雇用を問い直す』（日本評論社、2024）22-36 頁に収蔵されている「**年功型賃金と定年の合理性——日本的年功制度の法的意義を問い直す——**」（初出、法律時報 95 巻 4 号（2023）127-133 頁）では、日本の雇用社会に根強く残る年功制度について、その起源や定着の契機となった事象を、法律学だけではなく、人事労務管理論や経済学の見地も踏まえて確認し、1990 年代の成果主義台頭と形骸化にも言及しました。現在の定年制度は、実態としては雇用終了機能を有しておらず、大企業の多数の労働者にとっては継続雇用制度への通過点となり、本来的な機能が縮小しています。その上で、近年の法改正や判例法理の動向によれば、将来的には、賃金カーブの修正、ジョブ型雇用の活用、人事制度の透明化などが求められます。今後、さらに高年齢者の割合が増え、高齢者の就業自体も多様化することが見込まれるなか、パーソナライズド・エイジングという観点からも両制度の在り方が問われます。

次に、「**アメリカ労働者協同組合の組織化と全国労働関係法**」武井ほか編『労働法の正義を求めて』（日本評論社、2023）520-531 頁では、日本の労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）を研究するに先立ち、既に州法レベル（1982 年マサチューセッツ州等）で労働者協同組合法が存在するアメリカを研究対象としました。労働者協同組合（以下「労協」）で労働組合を組織化した場合、全国労働関係法（NLRB）の適用、とりわけ「経営的被用者」に該当するか否かについては、まだ紛争例が存在していません。そこで、当該労協の「組織構造」と組織化された「組合員の範囲」という 2 つの要素により、結論を異にすべきであるとの Levinson 教授の見解を紹介しました。日本においても、「出資・労働・経営」が三位一体とされる労協において、とりわけ後から労働組合が結成された場合には、支配介入の成否、義務的団体交渉事項をいかに画するかについて、これまで経験がなかったような法的課題が生じます。

新たに制定された日本の労働者協同組合法についての解釈や展望は、次頁の上記写真のように 2023 年 10 月 29 日の日本労働法学会第 140 回大会ワークショップ「労働者協同組合法の検討」にて共同報告しました。この報告に先立ち、複数の団体へのヒアリング調査を実施し、労協の設立や活動に関わる法的課題を共有してきました。フロアとの質疑において、組合員の除名と労働者としての解雇の相違について議論となり、柳澤の見解として、協同組合の内部決定としての除名に対する審査基準と、労働契約上の解雇権濫用法理は、必ずしも

一

致させる必要はないと主張しました。



そのほか①労協における多様な意見反映の手段、②予め労働時間を決めることが困難な実態、③本報告では射程外とした集团的労働関係法に関わる問題、④協同組合に採用の自由は認められないのか（法 12 条）、⑤不当な加入拒否に対する法的救済の在り方、⑥兼業禁止規定、⑦労契法 10 条をめぐる解釈課題など、検討すべき論点は尽きることなく、フロアと時間一杯の議論が続きました。この学会ワークショップの成果は、本久洋一・多木誠一郎・小山敬晴・柳澤武「労働者協同組合法の検討」日本労働法学会誌 137 号（2024 年）147-156 頁、として掲載されています。

研究支援センターのテーマに関わる共著として、関ふ佐子編『高齢者法の理論と実務』（中央経済社）があり、柳澤は「第 5 章 エイジズムの視点からみた高齢者雇用」を担当しています。同章では、エイジズムという視点から、アメリカや日本の高齢者雇用の歴史と法政策を考察し、今後の法政策の在り方について、長期的な展望を踏まえた検討を試みています。そこで、前提作業として、エイジズム概念が生まれた背景や、近年のエイジズム研究の展開など、エイジズム一般についての理論展開を確認しました（Ⅰ）。次に、アメリカ社会における「年齢」規範についての歴史的背景について探り、エイジズムと法との関係性を描き、連邦法である ADEA（雇用における年齢差別禁止法）の立法に至った背景を探ります（Ⅱ）。その後、日本に目を転じ、戦後の日本的な雇用慣行の変化に対して、どのような雇用政策が行われてきたかを振り返っています（Ⅲ）。さらに、現代的課題として、日米の職場におけるエイジ・ハラスメントをめぐる訴訟の現状を分析しました（Ⅳ）。最後に、今後の課題として、「新規採用に及ぼす効果」、「雇用における肯定的エイジズム——『休息』の権利」、「職

場のエイジズムが与える悪影響」の3つを示しました。

センターの研究テーマに関連する多くの論文などを公刊し、学会発表などを行っています。

著書：

村中・荒木編『労働判例百選[第10版]』有斐閣、2022年1月、50-51頁

武井ほか編『労働法の正義を求めて』日本評論社、2023年12月、520-531頁

國武ほか編『日本的雇用を問い直す』日本評論社、2024年11月、22-36頁

関ふ佐子編『高齢者法の理論と実務』中央経済社、2025年3月、123-148頁

論文：

「間接差別の原点を振り返る」労働法律旬報（2071・2072）、115-122、2025年1月

「労働者協同組合法の検討」（共著）日本労働法学会誌（137）、147-156、2024年5月

「日本型定年制度と高齢者雇用政策」企業年金、493号18-21頁、2021年10月

「コロナ禍におけるアメリカの労働政策」労働法律旬報（1975）77-80 2021年1月25日

その他：

「労働判例速報 令三(ワ)第四三九号損害賠償等請求事件 離職証明書の虚偽記載にもとづく不法行為の成否：ビッグモーター事件・水戸地判令五・二・八 LEX/DB25595948」労働法律旬報（2052）45-46 2024年3月

「コロナ禍における休業と助成金」名城大学法学部懇談会報 111号70-73頁、2023年2月「誰が『労働者』と『使用者』なのか？」名城大学法学部懇談会報 110号35-37頁、2022年7月

「超長寿時代の労働法制」名城法学 71巻2号15-25頁、2021年10月

「コロナ禍を理由とする有期労働契約期間中の整理解雇」法学セミナー799号137頁、2021年8月

「法学科目のススメ 労働法・社会保障法」法学教室 487号、別冊38-41頁、2021年4月

講演・口頭発表等

「労働者協同組合法の検討」本久洋一・多木誠一郎・小山敬晴・柳澤武日本労働法学会第140回大会、2023年10月29日

「高年齢者雇用安定法と継続雇用制度の課題」高齢者法研究会第54回、2022年9月10日、

「『Discrimination Laundering』におけるダイバーシティ経営批判」名城大学ダイバーシティ・リサーチ・センター第4回研究会、2022年7月28日

4. 河北洋介の業績

ダイバーシティ・リサーチ・センターの研究課題のうち、主な研究成果として、総論的なテーマである「グローバル化と多文化主義」と、各論的なテーマである「犯罪被害者遺族と同性パートナー」、「犯罪被害者給付金制度と同性パートナー」があります。

「グローバル化と多文化主義」では、まず、グローバル化という現象から同質性と異質性というものが明るみに出される現代において、多文化主義の対象として現れる「集団」と「個人」の具体例として、それぞれ先住民族と性的指向を対象にしたうえで、日本における先住民族に関する法言説の変化と性的指向に関する法言説の変化を概説しました。そのうえで、それらをもとに、グローバル化と憲法・多文化主義について検討しました。

「犯罪被害者遺族と同性パートナー」と「犯罪被害者給付金制度と同性パートナー」では、性的指向に関する問題を扱っています。両拙稿ともに、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下、「犯給法」）5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性パートナーを含めることの適否が問題となった裁判例を扱ったものになります。前者では名古屋地裁令和2年6月4日判決（判時2465・2466号合併号13頁）を検討し、後者では名古屋高裁令和4年8月26日判決（判タ1506号48頁）を検討しています。そのうえで、前述の名古屋地裁判決と名古屋高裁判決の結論とは異なり、現行の犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」には同性間と異性間の両方が該当し、共同生活関係の実態によっては「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と認められる場合があることを示しました。なお本件については、その後、最高裁令和6年3月26日第三小法廷判決（裁時1836号3頁）において、最高裁判所は、「犯罪被害者と同性の者は犯給法5条1項1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当し得る」として、前述の名古屋高裁判決を破棄したうえで、本件を名古屋高等裁判所に差し戻すという判断を下しました。

センターの研究テーマに関連する以下の論文を公刊しています。

論文：

「裁判所と立法府の対話に関する一考察」名城法学 74 巻 4 号 65－110 頁 2025 年 3 月

「犯罪被害者給付金制度と同性パートナー」名城法学 72 巻 4 号 1－39 頁、2023 年 3 月

https://law.meijo-u.ac.jp/staff/contents/72-4/720401_kawakita.pdf

「グローバル化と多文化主義」横大道聡=新井誠=菅原真=堀口悟郎編『グローバル化のなかで考える憲法』弘文堂、53-67 頁、2021 年 12 月

「犯罪被害者遺族と同性パートナー」小山剛=伊川正樹=渡邊互編『立憲国家の制度と展開』尚学社、247－268 頁、2021 年 11 月

5 連携研究員の業績

本センターの連携研究員である名城大学法学研究科博士課程の大橋典子、遠藤理恵、北村弘美の関連する論文や学会発表などは以下の通りである。

大橋典子(特任助手)

論文:

「ニュージーランドにおけるウェルビーイング法」名城法学 74(4) 31-64 2025 年 3 月

「比較人種差別禁止法」(名城大学大学院法学研究科博士論文)2024 年 3 月

「私人間における『国籍および民族的出自』に基づく差別 ―フジ住宅事件を素材として」名城法学
論集大学院研究年報 (49) 3-10 2022 年 3 月

講演・口頭発表等

「カナダオンタリオ州におけるレイシャル・プロファイリングの現在地」移民政策学会(冬季大会)
2022 年 12 月 3 日

「私人間における「国籍および民族的出自」に基づく差別 ―フジ住宅事件を素材として」名城大学
公法研究会 2022 年 1 月 25 日

「オーストラリアにおける人種差別禁止法制 ―雇用における差別を中心に―」名古屋多文化共
生研究会 2021 年 11 月 24 日

「職場内における国籍・民族的出自に基づく差別 ～フジ住宅事件をめぐる憲法学的考察」名城大
学ダイバーシティ・リサーチ・センター(9 月例会) 2021 年 9 月

遠藤理恵(博士課程 3 年)

論文:

「日本におけるウクライナ避難民の受入れ・支援をめぐる現状と課題」移民政策研究 15 219-228,
2023 年 5 月

「ウクライナ避難民への支援の在り方―ドイツとスウェーデンにおける外国人に対する定住支援
から学ぶ―」多文化共生研究年報 20 1-14 2023 年 3 月

講演・口頭発表等

「ウクライナ避難民への支援の在り方」名古屋多文化共生研究会 2022 年度年次大会 2022 年 8
月 7 日

北村弘美(博士課程 3 年)

講演・口頭発表等

「多文化共生」立命館大学国際関係学部ゲスト講義 2022 年 6 月 20 日

全国市町村国際文化研修所「第 2 回多文化共生の地域づくりコース」講師 2023 年 1 月 30 日～
2 月 3 日

おわりに：メディア等での活動、行政等への提言

こうした学術成果だけでなく、本センターでの研究成果を自治体の実務に活かすべく、メディア等での取材に応じています。主なものを挙げておきます。

2025 年 1 月 24 日東京新聞（中日新聞）「クルド人女児 学校除籍に」

2 月 5 日中日新聞「医の道は無差別平等」

2024 年 5 月 7 日東京新聞（中日新聞）「仮放免中の外国人 医療費『無保険』扱い」

11 月 22 日 livedoor ニュース「なぜ出馬表明？熱海市長になりたい中国出身の男性に聞く『帰化したら日本人と同じ 市の経済復興を実現したい』」

2023 年 4 月 12 日東京新聞「檻のない監獄」を生きる中 2 女子 仮放免、生活保護もない子どもたち

4 月 24 日朝日新聞（現場へ！）憲法を手に 2：1 私の日本国籍、奪わないで

5 月 7 日東京新聞（中日新聞社）仮放免中の外国人 医療費「無保険」扱い

5 月 7 日 msn ニュース仮放免中のクルド人、インフルエンザの診療費 24 万円 「無保険なら 1.5 倍」

10 月 4 日 JPubb（レッドクルーズ）「あいち人権センター企画展（第 8 回～第 9 回）を開催します ～講演会「外国人の人権」の参加者を募集します～」

10 月 17 日アセアンポータル（世界商会）「大村知事の愛知県は外国人の人権を考える、生活保護等を

10 月 31 日 d ニュース（NTT ドコモ）「家族がばらばらになっちゃう」 強制送還を通告されたインド人男性の在留資格は認められなかった

2022 年 1 月 24 日 livedoor ニュース（LINE）「3 カ月の居住で住民投票権」武蔵野市の条例案否決から見えた日本 の低レベルな” 多様性”

1 月 24 日アドバンスニュース 「日本の多文化共生へ課題山積 連合総研の外国人受け入れシンポ」

7 月 17 日朝日新聞 一票がない私たちの願うこと

7 月 28 日日本経済新聞長引く避難 生活支援の輪

2021 年 12 月 4 日 朝日新聞 多文化「知り合う場を」名古屋入管など共生考える催し

12月4日 中日新聞 外国人と共生考える JICA 中部や名古屋入管が催し
 11月2日 朝日新聞（大阪）（夕刊）N4U 教科書で学べない政治教室 外国人の参政権、いつになれば進めぬ議論
 10月26日 中日新聞【衆院選 10.31】実習生の闇 政治は直視を
 10月28日 朝日新聞【2021 衆院選 課題の現場から】共生へ 入管のあり方は
 8月28日 日本経済新聞 外国人「共生」の実相 狭き門⑤ 「対象は国民」進学阻む
 7月20日 中日新聞 ウガンダ人選手名古屋に移動か
 6月9日 東京新聞 こちら特報部 二重国籍選手どの国代表？（下）147 カ国が容認解消必
 4月19日 日本経済新聞（夕刊）入管仮放免コロナで増加 収容施設の「3蜜」防止
 なお、海外のメディア（CNN）からの取材に応じた記事も最後に紹介しておきます。

[These Asian countries are giving dual citizens an ultimatum on nationality – and loyalty | CNN](#)

もう放送がみられなくなっていますが、NHK World News で放送された海外向けのものもありました。

[Opening local government to foreign workers | NHK WORLD-JAPAN News](#)

また、各種の審議会の座長として行政等への提言も行っています。

- ・ 2021 年度 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」、
- ・ 「第3次名古屋市多文化共生推進プラン」、
- ・ 「西尾市多文化共生推進プラン」。
- ・ 2022 年度 「第4次あいち多文化共生推進プラン」、
- ・ 「各務原市多文化共生推進プラン」。
- ・ 2023 年度 「**あいち人権推進プラン**」、
- ・ 「愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱」、
- ・ 「豊橋市多文化共生推進計画 2024-2028」、
- ・ 「第3次春日井市多文化共生プラン」、
- ・ 「可児市多文化共生推進計画(第4期)」、
- ・ 「たはらグローバル推進プラン 2024-2028」。
- ・ 2024 年度 「第4次豊川市多文化共生推進プラン」
- ・ 「第3次安城市多文化共生プラン」

行政の施策だけでなく、論文「難民申請者の裁判を受ける権利と適正手続」における研究成果は、名古屋高裁確定判決や東京高裁確定判決の司法実務にも活かされており、裁判を受ける権利の実効的な権利保障や行政の適正手続に関する画期的な判例形成にも役立っています。

とりわけ、「あいち人権推進プラン」では、多様性憲章の策定が示唆されています。「…国

内外の先行事例を参考にしながら、職場において多様性を認め合うための方策について、検討していきます。」とあり、注において、「ドイツでは、年齢、民族的出身、国籍、性別、性自認、宗教などに関係なく、多様な可能性を認め、促進することを目的として、多様性憲章を策定し、多くの企業や自治体が参加している。…」と明記してあります。この多様性憲章の日本版を策定すべく、愛知県や名古屋市の職員も参加してもらい、他大学の教員にも呼び掛けて、名城大学ダイバーシティ・リサーチ・センターの研究を発展させるための研究会の拡大を行うとともに、科研費やトヨタ財団の助成金の申請に今後も取り組む予定です。